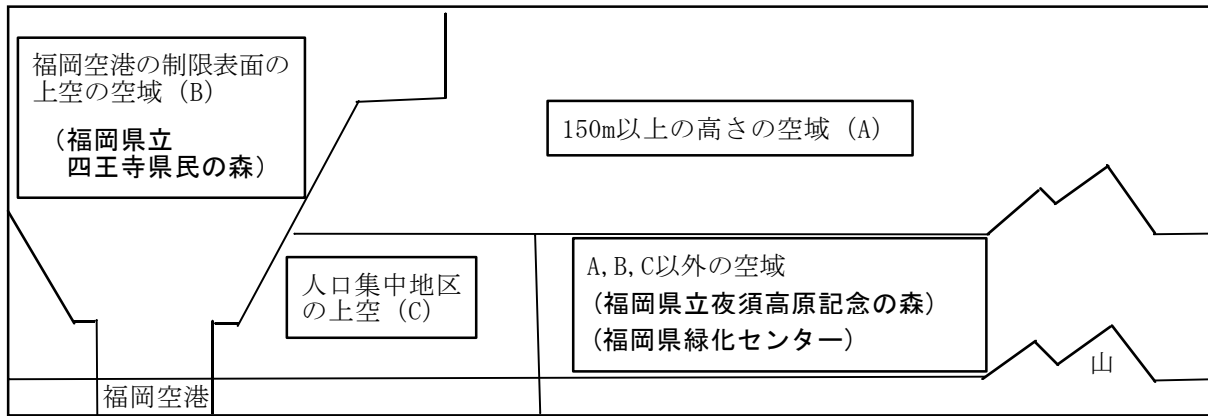


福岡県が設置、管理する森林公園等における無人航空機の飛行に関する規制の概要

1 飛行の空域に関する規制



空域	航空法による規制	森林公園等の上空の規制
(A)150m以上高さの空域	安全性を確保し、国土交通大臣の許可を受けた場合は飛行可能	施設管理者への届出を要する
(B)福岡空港の制限表面の上空の空域		施設管理者への届出を要する
(C)人口集中地区の上空		(該当なし)
A,B,C以外の空域	飛行可能	施設管理者の許可を受けた場合は飛行可能

2 飛行の方法に関する規制

飛行の方法	航空法による規制	森林公園等の上空の規制
夜間飛行	安全性を確保し、国土交通大臣の承認を受けた場合は可能	国土交通大臣の承認を受けた場合は可能
目視外飛行		
30m未満の飛行		
催しの上空飛行		国土交通大臣の承認及び催しの主催者の同意があるときは可能
危険物輸送		国土交通大臣の承認を受けていても不可
物件投下		

3 その他の規制

	航空法による規制	森林公園等の上空の規制
無人航空機の機能及び性能	国土交通大臣の許可又は承認を得るためには、一定の基準を満たす必要がある。	最大離陸重量25kg未満のマルチコプター以外は許可しない。 国の許可・承認がない場合は、国土交通省航空局が実際に許可・承認を行った事例として公表したものと同一の機種以外は許可しない。
飛行の目的	飛行の目的は問わない。	写真・映像撮影、報道取材、事故・災害対応等に限り許可する。

※航空法による規制については、国土交通省のホームページで正確な内容をご確認ください。